

## 「火とグルメの祭典あきつフェスティバル」募集要項

### 1. 目的

安芸津町の自然と文化、産業等を広く紹介するとともに、  
他市町との人的交流を深め、地域の活性化を図ることを目的とします。

### 2. 開催日

毎年11月第2土曜日及び日曜日の2日間

### 3. 会場

安芸津市民グラウンド（東広島市安芸津町風早）

### 4. 主催

火とグルメの祭典あきつフェスティバル実行委員会

### 5. 後援

東広島市

### 6. 共催

万葉火実行委員会

### 7. 応募資格

- ①市内業者（東広島市内の者で安芸津町又は市内商工会会員、東広島商工会議所会員）と市外業者（東広島市以外の各商工会議所・商工会会員）を区別します。
- ②実行委員会からの招聘等（下記※1）により出店を認められた団体。
- ③県外からの出店は不可とします。

### 8. 出店料

	市内業者	市外業者
Aコーナー 間口×奥行（3m×3m） ※大テント（6m×3m）半張	31,000円	48,000円
Bコーナー 間口×奥行（3.6m×2.7m） ※小テント（3.6m×2.7m）1張	30,000円	47,000円
キッチンカーコーナー	10,000円	15,000円
ごみ処理代（運営費）	2,000円	2,000円
Cコーナー（その他）※1	会長が別に定める	

（※1）

Cコーナーは公共団体又は社会福祉を目的とする団体で、出店（展）内容により、  
会長が特別に認めるときは、出店料を減額することがあります。

### 出店キャンセルについて

- ・出店者都合のキャンセルの場合、テントブース（A・Bコーナー）は10日前迄に、  
キッチンカーブースは1週間前迄に申し出ることとします。  
それ以後のキャンセルについては、出店料の全額を徴収します。
- ・出店は2日間を原則とします。出店者の都合により、1日のみの出店になったとしても、出店料の減額はありませぬ。

（裏面あり）

## 9. 備品貸出料金

- ①売台：大きさ 1.8m×0.9m 1,500 円
- ②折畳 1 人用椅子 300 円
- ③コンパネ 1,000 円（コンパネは持込自由）
- ④100V 電気コンセント（最大 1,500W／差込口 2 コ） 2,000 円

※テント内照明は 20W 蛍光灯を設置します。

これ以外の照明・電化製品を使用する場合は、使用電力量に応じて、電気コンセントを申し込んでください。

- ⑤流し台 15,000 円

## 10. 申込多数の場合は出店を調整する。

### 11. 出店区画限度

- ①市内業者で飲食を伴う者は 3 区画、展示・商品販売のみの者は 4 区画を限度とします。
- ②市外業者の出店は 2 区画を限度とします。

### 12. 出店の権利

他社への譲渡は禁止します。なお、譲渡が判明した場合は、直ちに出店を取り消すとともに、出店料の返却はありません。

### 13. ゴミ処理

イベント終了後、自社のゴミは責任をもって処理してください。

但し、ごみ収集（ゴミ袋配布）の分別のため、燃えるゴミと燃えないゴミ（瓶・缶のみ。それ以外は持ち帰り）に分別し、所定の場所に置いてください。

### 14. 許可申請

- ①酒類販売は、事前に許可（税務署へ届出）を得てください。
- ②飲食の販売等は、保健所 HP 等で「バザー等臨時営業開設時の注意事項」を必ず確認し申し込んでください。

### 15. 暴力団排除条例

申込者は「暴力団の排除に関する規約」を確認し誓約書を提出してください。

### 16. 新型コロナウイルス感染症対策（感染症 5 類に移行のため任意とする）

- ①出店者は当日、自ら検温し体調管理をしてください。又、有症状（発熱又は風邪等の症状）があれば必ず報告してください。※払い戻し措置検討。
- ②飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さない）を徹底してください。
- ③手洗、手指・施設消毒を徹底してください。
- ④酒類を制限することがあります（状況により自治体等から酒類提供不可の要請が、あればそれに従うこととします）。

### 17. 上記以外の項目は、出店者会議で説明します。

## 附 則

- 1 本要項は令和 4 年 6 月 27 日から施行する。  
(16 新型コロナウイルス感染症対策／令和 5 年 7 月 4 日改正)
- 1 本要項は令和 7 年 7 月 3 日から施行する。  
(8 出店料及びキャンセルの取り扱い／令和 7 年 7 月 3 日改正)